

令和4年3月25日開催

## 新庄市農業委員会第22回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和4年3月）議事録

1. 開催日時                    令和4年3月25日（金）午前10時
2. 開催場所                    新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
12番 三原 康志	13番 高山 光弥
14番 森 良一	16番 下山 秀一
17番 星川 秀男	18番 佐藤 喜代志
19番 早坂 浩樹	
4. 欠席した委員（2名）

7番 星川 豊	15番 星川 吉和
---------	-----------



両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第74号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。ここで、高山光弥委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31号の規定により退席いたします。暫時休暇します。

(高山光弥委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。  
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第74号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区4件、稲舟地区7件、萩野地区3件、八向地区6件、計20件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。賃借について双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区2番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。この案件は、以前の借人が離農したため、以前の借人の紹介で、貸人と同じ集落の方が、新たな借人となります。借賃も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区3番につきまして、3月22日に調査確認いたしました。対価について双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区4番につきまして、3月22日に調査確認いたしました。借賃について双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。貸人は、機械の故障により農業継続が出来なくなったため、近所の借人に耕作を依頼したところ引き受けることとなりました。双方合意でありますので、問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区2番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。貸人の体調不良、並びに後継者の体調不良がございましたので、近所の借人に耕作を依頼したところ引き受けることとなりました。双方合意でありますので、問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区3番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。貸人の農作業小屋の

火災により、農機具全般を焼失したと高齢であることにより、近所の借人に耕作を依頼したところ引き受けることとなりました。双方合意でありますので、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区4番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。借賃につきましては双方合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区5番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。以前から借人の家族が耕作していた農地を今回正式に賃貸借契約するという案件です。双方合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区6番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。以前から借人の家族が耕作していた農地を今回正式に賃貸借契約するという案件です。双方合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区7番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区7番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。以前から借人の家族が耕作していた農地を今回正式に賃貸借契約するという案件です。双方合意しております。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区1番につきまして、3月21日に調査確認いたしました。対価につきましては、双方合意しております。問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区2番につきまして、3月21日に調査確認いたしました。同一世帯であるため問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区3番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。親子間の贈与であり問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。以前から借人の家族が耕作していた農地を今回正式に賃貸借契約するという案件です。借賃も双方合意しております。なお、改良区費、水代は貸人が負担するとのことです。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。以前から借人の家族が耕作していた農地を今回正式に賃貸借契約するという案件です。借賃も双方合意しております。なお、改良区費、水代は貸人が負担するとのことです。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区3番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。以前から借人の家族が耕作していた農地を今回正式に賃貸借契約するという案件です。借賃も双方合意しております。なお、改良区費、水代は貸人が負担するとのことでしたので、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区4番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。貸人が高齢であるため、離農を希望しておりました。当該農地近隣で耕作を行っている借人に依頼したところ、双方合意に至ったそうです。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区5番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区5番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。貸人が高齢であるため、離農を希望しておりました。当該農地近隣で耕作を行っている借人に依頼したところ、双方合意に至ったそうです。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区6番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区6番につきまして、3月19日に調査確認いたしました。貸人が高齢であるため、離農を希望しておりました。当該農地近隣で耕作を行っている借人に依頼したところ、双方合意に至ったそうです。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第74号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第74号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(高山光弥委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に日程第3、議案第75号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第75号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件、萩野地区2件、計4件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

新庄地区1番につきまして、3月19日に調査確認しました。この案件は、貸資材置き場としての所有権移転であり、双方合意しておりますので、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区2番について調査報告をお願いします。



○17番

新庄地区2番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。第21回総会議案第72号で、転用許可申請について可決・決定した案件の隣接地の転用許可申請です。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区1番につきまして、3月18日に調査確認しました。事由は、事務局説明のとおりで問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。なお泉田川土地改良区に掘削深の厳守と安全点検パトロールをお願いしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区2番につきまして、3月18日に調査確認しました。事由は、事務局説明のとおりで問題無いと判断しましたので、宜しくお願いします。なお泉田川土地改良区に掘削深の厳守と安全点検パトロールをお願いしました。宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第75号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第75号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第76号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

ここで、五十嵐成生委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休暇します。

(五十嵐成生委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第73号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区21件、稲舟地区3件、萩野地区13件、八向地区2件、計39件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました所有権移転7件、賃借権設定、新規28件、再設定4件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第76号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第76号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(五十嵐成生委員入場・着席)

○議長

次に日程第5、議案第77号農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。ここで、星川秀男委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休暇します。

(星川秀男委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第77号農用地利用配分計画案に対する意見につきまして、新庄地区4件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました農用地利用配分計画案に対する意見について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第77号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第77号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり可決決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(星川秀男委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは報告案件に入ります。

次に日程第6、報告第60号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第60号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、稲舟地区5件、萩野地区3件、計8件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第60号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第60号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第61号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第61号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区5件、稲舟地区1件、萩野地区6件、計12件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第61号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第61号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決、承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第62号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第62号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第62号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第62号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第22回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和4年3月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 清 水 哲 夫

議事録署名委員 三 原 康 志